

自主憲法制定の早期実現を求める意見書

現在の日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行された。しかし、戦争状態を終結させるために、サンフランシスコで調印された日本と連合国との講和条約は、昭和27年4月28日に発効され、日本の独立が回復された。日本が独立する5年前、連合国の占領中に、日本が自主的に憲法を制定することなどできるはずもない。

したがって、現在の憲法は、占領憲法と言わざるを得ない。また、戦後69年を経た現在、激動する世界情勢の中、特に我が国を取り巻く東アジア情勢は緊迫している。外交、安全保障、大規模災害等の緊急事態に対応できる国のあり方など、時代に対応できる憲法が必要である。

したがって、現憲法を無効とし、日本が日本人によって、自主憲法の制定を早期に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 総務大臣, 法務大臣,
内閣官房長官

都市計画道路「鹿小路細野線」早期 全線開通と整備促進に関する意見書

常総市は、都市計画道路「鹿小路細野線」の整備を平成18年度市町村合併を機に、主要地方道つくば野田線から主要地方道取手豊岡線までの約3.7km区間を合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路として茨城県より指定を受け、事業推進しているところであります。

事業概要につきましては、用地買収・補償を常総市が行い、測量設計及び工事は茨城県に委託し、現在までの進捗は用地取得が約95.5%、工事の着工延長は約3,000mで、着手率は約80%となっております。

また、国道354号バイパスは、平成9年度に旧水海道市区間、さらに、平成18年度に坂東市までの区間が供用開始され、今後、古河市の「名崎工業団地」から、坂東市の「つくばハイテクパークいわい」までの国道354号の各バイパスがスピード感を持って整備推進されております。

このような状況から、国道354号バイパスと連結する鹿小路細野線沿線には、「坂手工業団地」・「内守谷工業団地」がダイレクトに結ばれ、国道294号バイパス及び常磐自動車道谷和原ICへのアクセスを容易にするなど、物流幹線道路としての役割が最も期待されることとなります。

さらに、常総市は、「鹿小路細野線」沿線の振興発展を図るために、地区計画の策定及び工業団地の拡張、企業誘致を積極的に進めているところであり、常総市を取り巻く周辺地域は産業の集積が行われ、交流を盛んにするための道路整備が広域的に推進されつつあります。

これらのことを鑑み、常総市議会では、当市が施工する合併支援対象道路と茨城県が施工する都市計画道路「鹿小路細野線」が、全線（約4.9km）同時に完成するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日

常 総 市 議 会

(提出先) 茨城県知事

滝下橋の早期復旧と（仮称）新滝下橋建設の
早期着工を求める意見書

平成26年9月8日に発生したトレーラー事故に伴い、守谷市内の鬼怒川に架かる滝下橋が損傷し通行止めになっており、現在も復旧の見通しが立っていない状況にある。

滝下橋は、取手市やつくばみらい市から守谷市を經由し、常総市や坂東市などを結ぶ主要道路の中継地点に位置しており、県南西地区にとって重要な橋である。この事故に伴う通行止めにより、県南西地区から千葉県にまで及ぶ今までに経験のない広範囲の交通渋滞が発生し、周辺地域への社会的・経済的な影響は計り知れないものがある。

また、茨城県では、新たな鬼怒川架橋（（仮称）新滝下橋）を含む都市計画道路「供平板戸井線」が計画されているが、遅々として進んでいない状況にある。（仮称）新滝下橋は、今回の事故による通行止めのような不測の事態にも道路交通網を維持するための補完的な役割を果たすものである。

よって、茨城県においては、滝下橋の一日も早い復旧と（仮称）新滝下橋建設を早期に着工するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日

常 総 市 議 会

（提出先）茨城県知事